

一般社団法人日本小児口腔外科学会
第25回 暫定措置時認定医の申請について

日本小児口腔外科学会は認定医制度発足にしたがい（令和7年6月3日総会承認）、第25回暫定措置時認定医の申請を下記のごとく実施いたします。

I. 認定医の申請資格

- 1 認定医の認定を申請する者（以下、認定医申請者という）は、次の各号に定めるすべての資格を要する。
 - 1）日本国の歯科医師免許または医師免許を有し、良識ある人格を有する者。
 - 2）歯科医師免許または医師免許取得後3年以上継続して本学会会員であり、会費を全納していること。
 - 3）歯科医師免許または医師免許取得後通算3年以上小児口腔外科に関わる医療に従事していること。
 - 4）研修実績として、申請以前の学術大会の参加を2回以上、本学会が主催する教育講演会（年2回開催）を3回以上受講していること。
 - 5）別に定める診療実績を有すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、認定医委員会が認める者は、認定医の認定を申請することができる。

II. 認定医の申請方法（申請用紙につきましては学会 HP に掲載されていますので、コピーしてご使用ください。）

- 1 認定医申請者は、次の各号に定める申請書類に認定審査料を添えて、認定医委員会に提出しなければならない。
 - 1）認定医認定申請書（様式1）
 - 2）履歴書（様式2）
 - 3）歯科医師免許証または医師免許証（写し）
 - 4）研修および在籍（職）証明書（様式3）
 - 5）本学会3年間継続会員証明書（様式4）
 - 6）診療実績報告書（様式6-1、様式6-2）
 - 7）研修実績証明書（様式9）（学術大会参加証、教育講演会受講証など）
 - 8）「禁煙推進宣言」に対する同意書（様式10）
- 2 認定医委員会は、必要に応じてその他の資料などの提出を求めることができる。

III. 認定医の認定（審査ならびに認定）

- 1 認定医の審査は、申請書類をもって行う。
- 2 認定医申請者については、認定医委員会が認定医としての適否を決定し、理事会に答申して承認を得るものとする。
- 3 理事会で承認された結果は、総会にて報告する。

IV. 認定証の交付

- 1 認定医の登録手続きを完了した認定医申請者は、本学会認定医として登録し、認定証を授与する。
- 2 認定証の有効期限は3年とし、更新分より5年間とする。

V. 申請料・登録料

申請料は1万円とし、登録料は3万円とする。（登録料の払込については合格者に連絡いたします。また、審査にて不合格でも申請料は返金いたしません。）

審査料は申請者本人名義で下記口座へお振り込みください。

銀行名：三井住友銀行 新宿西口支店
口座名：日本小児口腔外科学会 代表 千葉博茂
口座番号：普通預金 NO. 8755995

VI. 申請締切：2025年9月30日（当日消印有効）

VII. 申請書類郵送先：（一社）日本小児口腔外科学会事務局

〒115-0055 東京都北区赤羽西6-31-5（株）学術社 内
TEL：03-5924-1233 FAX：03-5924-4388